

○特定非営利活動促進法施行細則

平成10年10月27日

島根県規則第95号

改正 平成15年3月24日規則第18号

平成17年3月4日規則第10号

平成17年10月25日規則第114号

平成18年5月30日規則第63号

平成19年9月28日規則第76号

平成19年11月26日規則第94号

平成20年11月28日規則第84号

平成24年3月30日規則第41号

平成24年7月6日規則第76号

平成29年3月24日規則第7号

平成30年3月13日規則第7号

特定非営利活動促進法施行細則をここに公布する。

特定非営利活動促進法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法施行条例（平成10年島根県条例第28号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

第2条 条例第2条第1項に規定する申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 条例第2条第2項第2号に規定する書面が外国語で作成されている場合は、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

3 条例第2条第2項各号に規定する書面は、申請の日前6月以内に作成されたものでなければならない。

4 知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の11第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から条例第2条第2項第1号に規定する役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受ける場合又は同法第30条の15第1項の規定により条例第2条第2項第1号に規定する役員に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用する場合は、法第10条第1項の申請書には、条例第2条第2項第1号に掲げる書面を添付することを必要

しないものとする。

(平24規則76・平29規則7・一部改正)

(公告等及び縦覧の方法)

第3条 法第10条第2項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による公告又は公表は、インターネットの利用による公表により行うものとする。

2 法第10条第2項の公衆の縦覧は、県政情報センター及び特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する県政情報コーナーにおいて行うものとする。

(平24規則41・平30規則7・一部改正)

(縦覧期間中の補正)

第4条 法第10条第3項の規定による補正を行う場合は、知事が別に定める補正書を知事に提出して行わなければならない。

(平24規則41・追加)

(登記の届出)

第5条 法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)に規定する届出書は、様式第2号のとおりとする。

(平24規則41・旧第4条繰下)

(役員の変更等の届出)

第6条 法第23条第1項(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び法第53条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第3号による届出書を知事に提出して行わなければならない。

(平24規則41・旧第5条繰下・一部改正)

(定款の変更の認証申請)

第7条 条例第4条第1項に規定する申請書は、様式第4号のとおりとする。

(平24規則41・旧第6条繰下・一部改正)

(定款の変更の届出)

第8条 条例第5条に規定する届出は、様式第5号による届出書を知事に提出して行わなければならない。

(平24規則41・旧第7条繰下・一部改正)

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第9条 法第25条第7項（法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による登記事項証明書の提出は、様式第5号の2による提出書を知事に提出して行わなければならない。

（平24規則41・追加）

（事業報告書等の閲覧及び謄写）

第10条 条例第7条に規定する閲覧及び謄写は、県政情報センター及び特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する県政情報コーナーにおいて行うものとする。

2 前項に規定する閲覧又は謄写をしようとする者は、閲覧及び謄写を行う場所に備えてある受付簿に住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。

（平15規則18・平18規則63・一部改正、平24規則41・旧第8条繰下・一部改正）

（事業の成功の不能による解散の認定の申請）

第11条 法第31条第2項に規定する解散の認定の申請は、同条第3項の書面を添付した様式第6号による申請書を知事に提出して行わなければならない。

（平24規則41・旧第9条繰下・一部改正）

（解散の届出等）

第12条 法第31条第4項の規定による届出は、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した様式第7号による届出書を知事に提出して行わなければならない。

2 法第31条の8の規定による届出は、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した様式第8号による届出書を知事に提出して行わなければならない。

（平17規則10・平20規則84・一部改正、平24規則41・旧第10条繰下）

（残余財産の譲渡の認証申請）

第13条 清算人は、法第32条第2項の認証を受けようとするときは、様式第9号による申請書を知事に提出しなければならない。

（平24規則41・旧第11条繰下）

（清算終了の届出）

第14条 法第32条の3の規定による届出は、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した様式第10号による届出書を知事に提出して行わなければならない。

（平17規則10・平20規則84・一部改正、平24規則41・旧第12条繰下）

（合併の認証申請）

第15条 条例第8条第1項に規定する申請書は、様式第11号のとおりとする。

2 第2条第2項から第4項までの規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(平24規則41・旧第13条繰下・一部改正、平29規則7・一部改正)

(検査の際の身分証明書)

第16条 法第41条第3項(法第64条第7項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、様式第12号のとおりとする。

(平24規則41・旧第14条繰下・一部改正)

(認定の申請)

第17条 条例第9条に規定する申請書は、様式第13号のとおりとする。

(平24規則41・追加)

(公示事項)

第18条 法第49条第2項の規定による公示は、インターネットの利用により行うものとする。

2 条例第10条に規定する規則で定める事項は、従前の認定の有効期間とする(法第51条第2項の認定の有効期間の更新を受けた場合に限る。)

(平24規則41・追加、平30規則7・一部改正)

(認定の有効期間の更新申請)

第19条 法第51条第2項の認定の有効期間の更新の申請は、様式第14号による申請書を知事に提出して行わなければならない。

(平24規則41・追加)

(認定特定非営利活動法人の定款の変更等)

第20条 条例第11条第2項に規定する書類の提出は、様式第15号による提出書を知事に提出して行わなければならない。

(平24規則41・追加)

(役員報酬規程等の提出)

第21条 条例第12条に規定する書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に知事がそれぞれ別に定める提出書を知事に提出して行わなければならない。ただし、既に知事に提出されている法第54条第2項第2号に掲げる書類の内容に変更がないときは、その書類の提出を省略することができる。

(平24規則41・追加、平29規則7・一部改正)

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

第22条 条例第13条に規定する閲覧及び謄写については、第10条の規定に準じて行うもの

とする。

(平24規則41・追加)

(合併の認定の申請)

第23条 条例第15条に規定する申請書は、様式第16号のとおりとする。

(平24規則41・追加)

(提出書類の部数)

第24条 法及びこの規則の規定により提出する書類の部数は、別に定める。

(平24規則41・旧第15条繰下・一部改正、平30規則7・一部改正)

(情報通信の技術を利用する方法による手続等の指定)

第25条 条例第16条の規則で定める申請、縦覧、通知、届出、提出、閲覧及び交付（以下この条において「手続等」という。）は、次の表の左欄に掲げる規定に基づく同表の右欄に掲げる手続等とする。

規定	手続等
法第29条	事業報告書等の提出

(平18規則63・追加、平24規則41・旧第16条繰下・一部改正)

(電磁的記録による保存の方法)

第26条 条例第17条第1項の規則で定める方法は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

- (1) 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法
 - (2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- 2 特定非営利活動法人が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。

(平17規則114・追加、平18規則63・旧第16条繰下・一部改正、平24規則41・旧第17条繰下・一部改正)

(電磁的記録による作成の方法)

第27条 条例第17条第2項の規則で定める方法は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法によるものとする。

(平17規則114・追加、平18規則63・旧第17条繰下・一部改正、平24規則41・旧第18条繰下・一部改正)

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第28条 条例第17条第3項の規則で定める方法は、電磁的記録に記録されている事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類によるものとする。

(平17規則114・追加、平18規則63・旧第18条繰下・一部改正、平24規則41・旧第19条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年12月1日から施行する。

(島根県事務決裁規則の一部改正)

2 島根県事務決裁規則(昭和45年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成15年規則第18号)

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第10号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成17年規則第114号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年規則第63号)

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第76号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第94号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第84号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(特定非営利活動促進法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正前の特定非営利活動促進法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成24年規則第41号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定非営利活動促進法施行細則の規定により提出されている申請書又は届出書は、この規則による改正後の特定非営利活動促進法施行細則の規定により提出された申請書又は届出書とみなす。

附 則 (平成24年規則第76号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成29年規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定非営利活動促進法施行細則の規定により提出されている申請書又は届出書は、この規則による改正後の特定非営利活動促進法施行細則の規定により提出された申請書又は届出書とみなす。

附 則 (平成30年規則第7号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

郵便番号
住所又は居所
申請者 氏 名 ㊟
電話番号

特定非営利活動法人設立認証申請書

特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法施行条例第 2 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

添付書類

- 1 定款
- 2 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)
- 3 各役員が法第 20 条各号に該当しないこと及び法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- 4 各役員の住所又は居所を証する書面
- 5 社員のうち 10 人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面
- 6 法第 2 条第 2 項第 2 号及び法第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面
- 7 設立趣旨書
- 8 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- 9 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- 10 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

島根県知事 様

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名 ㊟

設立(合併)登記完了届出書

年 月 日をもって登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条
第2項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 登記事項証明書
- 2 法第14条の成立の時の財産目録又は法第35条第1項の合併の時の財産目録

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

島根県知事 様

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名



役員の変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び同法第53条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

記

変 年 月 日	更 日	変 事	更 項	役 職 名	氏 名	住 所 又 は 居 所

備考

- 1 役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)は、次の書類を添付すること。
 - (1) 当該役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - (2) 当該役員の住所又は居所を証する書面
- 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、当該提出先の知事が定めるところによること。

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

島根県知事 様

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名 

定 款 変 更 認 証 申 請 書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

添付書類

- 1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 2 定款の変更部分の新旧対照表及び変更後の定款
- 3 法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含む場合には、当該変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書
- 4 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合は、1から3までに掲げる書類のほか次の書類を添付すること。
 - (1) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)
 - (2) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の成立の時の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書及び同項第8号の活動予算書並びに法第35条第1項の財産目録)

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

島根県知事 様

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名 ㊟

定 款 変 更 届 出 書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 変更した時期

添付書類

- 1 変更後の定款
- 2 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本

備考 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、当該提出先の知事が定めるところによること。

様式第5号の2(第9条関係)

年 月 日

島根県知事 様

特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名



定款変更登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。

備考 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、当該提出先の知事が定めるところによること。

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

島根県知事 様

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名 ㊟

解 散 認 定 申 請 書

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

2 残余財産の処分方法

添付書類 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面

様式第7号(第12条関係)

年 月 日

島根県知事 様

特定非営利活動法人の名称

清算人 住 所

氏 名

㊞

解 散 届 出 書

特定非営利活動法人を解散したので、特定非営利活動促進法第31条第4項の規定により届け出ます。

記

1 解散の理由

2 残余財産の処分方法

添付書類 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

様式第8号(第12条関係)

年 月 日

島根県知事 様

特定非営利活動法人の名称

清算人 住 所

氏 名

㊟

清 算 人 就 任 届 出 書

下記のとおり清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により届け出ます。

記

1 清算人の氏名及び住所

2 清算人が就任した年月日

添付書類 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

様式第9号(第13条関係)

年 月 日

島根県知事 様

特定非営利活動法人の名称

清算人 住 所

氏 名

㊟

残余財産譲渡認証申請書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 譲渡すべき残余財産

2 残余財産の譲渡を受ける者

様式第10号(第14条関係)

年 月 日

島根県知事 様

特定非営利活動法人の名称

清算人 住 所

氏 名

㊟

清 算 結 了 届 出 書

年 月 日付けをもって解散した当法人の清算を 年 月 日に結了
したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により届け出ます。

添付書類 清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書

様式第11号(第15条関係)

年 月 日

島根県知事 様

特定非営利活動法人の名称(甲)

代表者の氏名 ㊦

電話番号

特定非営利活動法人の名称(乙)

代表者の氏名 ㊦

電話番号

合 併 認 証 申 請 書

下記のとおり合併することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 合併後の特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 定款に記載された目的

添付書類 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本のほか様式第1号の添付書類に準ずること。

様式第12号(第16条関係)

(表)

第 号	
特定非営利活動法人検査員証	
写 真	職 名
	氏 名
	生年月日 年 月 日
	年 月 日交付
島根県知事 印	

(裏)

この証を携帯する者は、特定非営利活動促進法第41条第3項(同法第64条第7項において準用する場合を含む。)の規定により、特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する職権を行うものである。

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 抜 粋

(報告及び検査)

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

縦7.4センチメートル 横10.5センチメートル

様式第13号(第17条関係)

年 月 日

島根県知事 様

特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名



認定(特例認定)特定非営利活動法人認定(特例認定)申請書

特定非営利活動促進法第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人としての認定(又は同法第58条第1項に規定する特例認定特定非営利活動法人としての特例認定)を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請の種類

認定

本申請において適用するパブリック・サポート・テスト要件

相対値基準・原則

(法第45条第1項第1号イに掲げる基準(同条第2項の規定を適用する場合を除く。))

相対値基準・小規模法人

(法第45条第1項第1号イに掲げる基準(同条第2項の規定を適用する場合に限る。))

絶対値基準

(法第45条第1項第1号ロに掲げる基準)

条例個別指定法人

(法第45条第1項第1号ハに掲げる基準)

特例認定

2 申請日前に受けた認定の有効期間

添付書類

- 1 寄附者名簿
- 2 法第45条第1項第1号に掲げる基準のいずれかに適合する旨を説明する書類
- 3 法第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類
- 4 法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- 5 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

備考

- 1 法第45条第1項第1号ハに掲げる基準による認定を申請する場合は、1の書類の添付を要しない。
- 2 特例認定を申請する場合は、1及び2の書類の添付を要しない。

様式第14号(第19条関係)

年 月 日

島根県知事 様

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名



認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書

特定非営利活動促進法第51条第2項に規定する認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 本申請において適用するパブリック・サポート・テスト要件
 - 相対値基準・原則
(法第45条第1項第1号イに掲げる基準(同条第2項の規定を適用する場合を除く。))
 - 相対値基準・小規模法人
(法第45条第1項第1号イに掲げる基準(同条第2項の規定を適用する場合に限る。))
 - 絶対値基準
(法第45条第1項第1号ロに掲げる基準)
 - 条例個別指定法人
(法第45条第1項第1号ハに掲げる基準)

- 2 過去の認定に関する事項

添付書類

- 1 法第45条第1項第1号に掲げる基準のいずれかに適合する旨を説明する書類
- 2 法第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類
- 3 法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- 4 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

備考

- 1 過去の認定に関する事項には、過去に受けた認定及びその有効期間並びに認定取消し及びその取消し日について記載すること。
- 2 既に所轄庁に提出されていた書類の内容に変更がないときは、2、3及び4の書類の添付を要しない。

様式第15号(第20条関係)

年 月 日

島根県知事 様

特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名



認定(特例認定)特定非営利活動法人の定款変更認証に係る提出書

特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第52条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 変更の内容

2 変更の認証日 年 月 日

添付書類

- 1 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 2 変更後の定款

島根県知事 様

特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名



認定(特例認定)特定非営利活動法人合併認定申請書

特定非営利活動促進法第63条第1項(又は第2項)の合併の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請の種類

認定

本申請において適用するパブリック・サポート・テスト要件

相対値基準・原則

(法第45条第1項第1号イに掲げる基準(同条第2項の規定を適用する場合を除く。))

相対値基準・小規模法人

(法第45条第1項第1号イに掲げる基準(同条第2項の規定を適用する場合に限る。))

絶対値基準

(法第45条第1項第1号ロに掲げる基準)

条例個別指定法人

(法第45条第1項第1号ハに掲げる基準)

特例認定

2 合併に係る法人の情報

	法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
合併後存続する又は合併によって設立する法人			
合併によって消滅する法人			

添付書類

- 1 寄附者名簿
- 2 法第45条第1項第1号に掲げる基準のいずれかに適合する旨を説明する書類
- 3 法第45条第1項第2号から第9号までに掲げる基準に適合する旨を説明する書類
- 4 法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- 5 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

備考

- 1 法第45条第1項第1号ハに掲げる基準による認定を申請する場合は、1の書類の添付を要しない。
- 2 特例認定を申請する場合は、1及び2の書類の添付を要しない。

様式第1号（第2条関係）

（平15規則18・平24規則41・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

（平15規則18・平17規則10・平20規則84・平24規則41・一部改正）

様式第3号（第6条関係）

（平15規則18・平24規則41・平29規則7・一部改正）

様式第4号（第7条関係）

（平15規則18・平20規則84・平24規則41・一部改正）

様式第5号（第8条関係）

（平24規則41・平29規則7・一部改正）

様式第5号の2（第9条関係）

（平24規則41・追加、平29規則7・一部改正）

様式第6号（第11条関係）

（平24規則41・一部改正）

様式第7号（第12条関係）

（平17規則10・平24規則41・一部改正）

様式第8号（第12条関係）

（平17規則10・平20規則84・平24規則41・一部改正）

様式第9号（第13条関係）

（平24規則41・一部改正）

様式第10号（第14条関係）

（平17規則10・平20規則84・平24規則41・一部改正）

様式第11号（第15条関係）

（平24規則41・一部改正）

様式第12号（第16条関係）

（平24規則41・平29規則7・一部改正）

様式第13号（第17条関係）

（平24規則41・追加、平29規則7・一部改正）

様式第14号（第19条関係）

（平24規則41・追加、平29規則7・一部改正）

様式第15号（第20条関係）

(平24規則41・追加、平29規則7・一部改正)

様式第16号 (第23条関係)

(平24規則41・追加、平29規則7・一部改正)